

賃貸借契約書

条 賃借人は、対象物件の使用、収益に際して、 マンション管理規約及び同使用細則に定める事項を誠実に遵守しなければならない。

- 2 賃借人が、前項に規定する義務に違反したときは、賃貸人は、本契約を解除することができる。

誓約書

私は、 (賃貸人)との マンション 号室(以下「対象物件」という。)の賃貸借契約の締結に際し、下記事項を誓約します。

記

対象物件の使用に際しては マンション管理規約及び同使用細則に定める事項を誠実に遵守すること。

平成 年 月 日
マンション管理組合
理 事 長 殿

住所
氏名

印